

ID: 816

担当部署: まちづくり部 都市計画課

処分の概要	目的外用途使用者等の特別徴収		
法令名称 根拠条項	土地改良法 第90条の2第6項		
法令番号	昭和24年法律第195号		
【基準】 法第90条の2第6項の規定による。 (国営土地改良事業に係る特別徴収金) 第90条の2 6 国、都道府県又は市町村は、土地改良施設の新設若しくは変更を内容とし、若しくは内容の一部に含む土地改良事業で、国営市町村特別申請事業と一体となつてその効果が生じ若しくは増大するもの(以下この項において「関連土地改良事業」という。)又は土地改良施設の管理を内容とする土地改良事業で、国営市町村特別申請事業と一体となつてその効果が増大するもの(政令で定める要件に適合するものに限る。以下この項において「関連管理事業」という。)の施行に係る地域内にある土地(当該国営市町村特別申請事業の施行に係る地域内にあるものに限る。)につき第3条に規定する資格を有する者が、当該関連土地改良事業にあつてはその工事の完了につき第113条の2第2項又は第3項の規定による公告があつた日、関連管理事業にあつては国営市町村特別申請事業の工事の完了につき第113条の2第3項の規定による公告があつた日以後8年を経過する日までの間に、当該土地を当該関連土地改良事業若しくは当該関連管理事業の計画において予定した用途以外の用途(政令で定める用途を除く。以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、目的外用途に供するため所有権の移転等をする際に既に当該土地が災害等により当該関連土地改良事業又は当該関連管理事業による利益を受けていないものとなつている場合その他政令で定める場合を除き、その者から、政令の定めるところにより、(都道府県及び市町村にあつては、条例で、)特別徴収金を徴収することができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日